

(仮称) 八王子市個人情報保護法施行条例 案文

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報の全部又は一部が開示の場合における開示期日が明らかなきの期日通知について)

第3条 実施機関（法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関のことをいう。以下同じ。）は、法第82条の規定により開示請求に対する措置をした場合において、開示請求に係る個人情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知するものとする。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により個人情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(個人情報保護管理責任者及び個人情報保護相談員)

第5条 実施機関は、法第65条及び第66条第1項の規定による事務を処理させるため、当該実施機関の職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

2 個人情報の保護に係る相談、受付、連絡調整等の事務を行い、個人情報保護制度を利用しようとするものの利便を図るため、個人情報保護相談員を置く。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(情報公開・個人情報保護運営審議会)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成8年八王子市条例第8号）第1条に規定する八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会に

諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。